

防災コラム

これまでの防災コラム
はこちらから▶



総務課危機管理室 ☎(52)3744

林野火災を防ぎましょう～林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました～

令和7年は、2月の岩手県大船渡市、3月の岡山県岡山市や愛媛県今治市をはじめとした大規模な林野火災が相次いで発生しました。

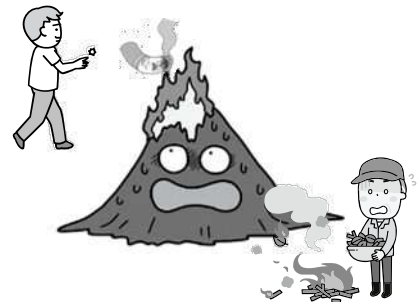
消防庁では昨年の大船渡市等での大規模林野火災を踏まえて、市町村長による「林野火災注意報」や「林野火災警報」の的確な発令等を通じた山火事予防を推進し、令和8年1月からは、全国の自治体で火災予防条例に基づく運用が始まりました。

※火災予防条例の改正状況や林野火災注意報・警報の発令基準、火の使用に関する具体の禁止行為等は市町村により異なる場合があります。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令のタイミング	林野火災の予防上、注意を要する 気象状況になったとき	林野火災の予防上、危険な気象状況に なったとき
発令指標例 (地域の気象特性に応じて 市町村で設定可能)	直前3日間の合計降水量が1mm以下 + 直前30日間の合計降水量が30mm以下 または乾燥注意報の発表 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある 場合はこの限りではない	注意報の指標例 + 強風注意報の発表
発令の効果・罰則	屋外での火気使用等の禁止の努力義務 罰則なし	屋外での火気使用等の禁止 罰則あり (30万円以下の罰金または拘留)
火の使用制限区域	林野およびその周囲1kmの範囲(高畠町)	

【制限される火気の使用(林野火災注意報・警報発令時)】

- (1)山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2)煙火(花火)を消費しないこと。
- (3)屋外で、火遊びやたき火をしないこと。
- (4)屋外で、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5)山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれ大きい場合に、指定された区域内において喫煙をしないこと。
- (6)残り火(たばこの吸殻を含む)、取灰(バーベキュー等のかまどの灰)、または火粉を始末(完全に消火)すること。



政府広報オンライン
「山火事を防ぐためにできること。乾燥・強風の季節は特に注意！」▶



防災行政無線

災害情報や緊急の注意喚起を行う際に放送を行います。聞き直したいときは、防災行政無線テレホンダイヤルへお電話ください。

☎ 0238(52)5101

※放送後24時間までの内容が確認可能です。

※通話料がかかります。

